

# 新「住宅性能証明書」ご利用フロー

◎このフローをよくお読み頂き、最後まで青矢印で進む必要があることをご理解下さい。

●**基本的なご利用条件の確認** (◆1~5、全て条件を満たして頂く必要があります)

- 1、住宅の床面積が50㎡~240㎡の新築一戸建て住宅。
- 2、確認済証及び検査済証をSBCで交付する。
- 3、F35Sまたは設計評価をSBCに申請(※例外あり)
- 4、中間検査(基準法・保険・F35S)をSBCで受ける。
- 5、長期優良住宅、低炭素住宅又は建設評価を利用しない。

NO  
→

全てYES

(☆条件備考)  
※兼用住宅は1/2以上住宅且つ兼用50㎡以下  
※竣工後2年以内で申請者以外に使用していない  
※中間対象外の場合は工事監理報告書+写真要

**関連制度・基準照合** (☆下記いずれかをSBCに利用・申請)

- (1) F35Sを確認申請と同時または中間検査までに申請交付または中間工程以降の場合、竣工後特例を受ける
- (2) 設計性能評価書を中間検査までに交付受ける
- (3) SBCが特に認めた場合、(1)(2)によらず基準照合する
- (4) 竣工後の住宅(検査済証交付から2年以内)である場合はF35S適合証又は設計性能評価書で適合が確認できる

NO  
→

YES

**中間検査関係** (☆いずれもSBC検査に限る)

- 建築基準法の中間検査(特定工程)を受け合格
- 瑕疵保険の中間検査(2回目・躯体)を受け合格
- F35S中間検査を受け合格

NO

YES

★中間検査以降に証明書の申請をご希望の場合は、F35S竣工後特例をご申請下さい。(耐震は対象外)

★中間検査対象外の場合  
工事監理(施工)報告書及び必要な施工写真を提出必須

NO  
→

YES

**完了検査関係** (☆いずれもSBC検査に限る)

- 建築基準法の完了検査を受け「検査済証」の交付を受ける
- F35S利用の場合は上記に加えてフラット竣工検査を受け「適合証」の交付を受ける。

NO  
→

YES

完了検査後で関連制度利用無い場合は、F35S竣工後特例の設計現場検査に合格した場合のみ証明書の交付します。

**証明書交付**

新「住宅性能証明書」を交付させて頂けます。  
なお制度上の呼び方は従来制度との混乱を防ぐ意味で「新住宅性能証明書」となっておりますが、様式上、証明書は【住宅性能証明書】と記載されますのでご理解下さい。

新「住宅性能証明書」(H27年以降贈与)の交付が出来ません。

備考

長期優良住宅認定書、低炭素住宅認定書又は建設評価書の交付を受ける住宅はこの証明書の対象外(それらの書類で同様の非課税措置が可能)です。